

○山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗を利用した創業等を促進し、地域商業の活性化及び市内の買い物難民問題の緩和を図るため、空き店舗を利用して開業する個人、団体等が支払う当該空き店舗への新規出店に係る店舗改修及び看板等の設置（以下「改修等」という。）に係る経費及び賃借料（敷金、礼金及び駐車場代は除く。以下同じ。）に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「空き店舗」とは、次に掲げる要件を全て満たす物件をいう。

- (1) 入口又は入口が面した駐車場が、道路又は歩道に接している建物の店舗物件
 - (2) 以前商業等の用に供されていた店舗物件で、営業終了から1か月以上経過しているもの。ただし、倉庫として使用されていた物件又はプレハブ等の簡易的な建築物の物件は含まないものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市長が特別に必要と認めるときは、別に要件を定めることができる。

(対象事業者)

第3条 この要綱による助成の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、次条の規定により市長から認定を受けた者とする。

- (1) 山梨市空き店舗活用促進事業補助金の趣旨を理解し、賛同した上で、空き店舗を利用し、営業する者
- (2) 空き店舗を継続して2年以上営業に活用する者
- (3) 空き店舗の活用に当たって、小売業、飲食店その他サービス業を業とする者。ただし、事務所として使用する者及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等の店舗を営業する者は除く。
- (4) 通常週3日以上昼間に営業する者。

- (5) 空き店舗所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人若しくはその他の団体ではない者
- (6) 山梨市内の店舗を廃業又は休業し、店舗を移転しようとする者ではないこと。
- (7) 市区町村民税の滞納がない者
- (8) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う、又は行う恐れのある組織の構成員ではない者

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者
(事業認定手続き)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ山梨市空き店舗活用促進事業認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、事業の開始前に市長に提出し、内容の認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合には履歴書、法人又はその他の団体である場合には、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 誓約書(様式第1号の2)
- (3) 開業計画書(様式第2号)
- (4) 開業資金計画書(様式第3号)及び1年間の収支計画書(様式第4号)
- (5) 改修等にあつては、図面及び見積書並びに改修等前の店舗内及び店舗周辺の写真
- (6) 店舗の賃借にあつては、当該契約書の写し
- (7) 市区町村民税の納税証明書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による事業認定申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、必要に応じて条件を付した上で事業認定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により事業認定をしたときは事業認定通知書(様式第5号)により、事業認定をしないときは事業不認定通知書(様式第6号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 前項の規定により事業認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、営業開始の日を基準日とし、当該基準日から1年が経過した日の30日以内に過去1年間の状況報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費及び補助金額は、次に定めるところによる。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 空き店舗への新規出店に係る改修等に要する経費で、当該経費の2分の1に相当する額とし、限度額は50万円とする。

(2) 空き店舗活用促進事業の用に供するための店舗の賃借料の月額で、当該賃借料の月額の2分の1に相当する額とし、補助金を交付する対象期間は営業開始日の属する月の翌月から最長12か月とする。ただし、その額が2万円を超えるときは、2万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書(様式第8号)を提出し、事業の開始前に市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第9号)により当該認定事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた認定事業者は、当該賃借料補助金を交付する対象期間が翌年度以降にわたる場合は、毎年度4月1日に山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

(事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた認定事業者は、事業を変更しようとするときは、山梨市空き店舗活用促進事業補助金変更交付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、その結果を山梨市空き店舗活用促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第11号)により、当該認定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第7条の規定により、その日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、山梨市空き店舗活用促進事業補助金実

績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 改修等に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

(2) 改修等後の店舗内及び店舗周辺の写真

(3) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（補助金の支払）

第11条 補助金の支払いは、規則第8条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は概算払いすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする認定事業者は、補助金概算払請求書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 改修等に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

(2) 改修等後の店舗内及び店舗周辺の写真

(3) その他市長が必要と認めるもの

3 認定事業者は、店舗の賃借料の支払をしたときは、6月、9月、12月の各月末までに最大3月分を対象として、山梨市空き店舗活用促進事業賃借料に係る補助金概算払請求書（様式第14号）を、また、3月の月末までに山梨市空き店舗活用促進事業補助金精算書（様式第15号）をそれぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による概算払請求書又は精算書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認められた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第13条 市長は、認定事業者が補助金の交付の決定の内容又はこの要綱に違反したとき

は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項に規定する交付決定の取消しは、山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により、当該認定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（適用除外）

第15条 市長は、既にこの要綱に規定する補助金の交付対象となった者については、補助金の交付を行わないものとする。

（補則）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時まで第4条に定める事業認定を受けた者については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成27年3月10日告示第10号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年3月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以降に第4条に定める事業認定を受けた者に適用し、同日前にこの要綱による改正前の山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱第4条に定める事業認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日告示第58号）

（施行期日）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日告示第53号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以降に第4条に定める事業認定を受けた者に適用し、同日前にこの告示による改正前の山梨市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱第4条に定める事業認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月1日告示第84号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第45号）

この告示は、令和6年3月31日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第52号）

この告示は、令和7年3月28日から施行する。

附 則（令和8年3月28日告示第190号）

この告示は、令和8年3月28日から施行する。